新制度に移行した幼稚園・認定こども園(1号認定子ども)用

記載例

※ ○数字は記載要領の No.を表している。

特定子ども・子育て支援提供証明書(預かり保育)

【 ① 令和元 年 10 月分】

【施設等利用給付認定子ども】

 氏名
 ② 京都 一郎
 認定番号
 ③ ●●●●●●●

【特定子ども・子育て支援の提供内容】

<預かり保育>

	提供した日※1	提供時間帯※2	提供日数		利用料※3		申請額※4	
ĺ	④ 1日~ 31日	⑤ 14 : 00 ~ 17 : 00	6	20 🛭	7	10.000円	8	9 .000円

- ※1 施設等利用給付認定の有効期間内における当該月の在籍期間を記載しています。
- ※2 標準的な利用時間帯を記載しています。
- ※3 当該月の預かり保育の利用にかかった利用料(特定子ども・子育て支援利用料)を記載しています。
- ※4 施設等利用費として申請する金額(費用計の額と施設等利用費の上限額とを比較して少ない方の金額)を記載しています。 上限額:利用日数×450円(ただし,新2号認定は月額上限11,300円,新3号認定は月額上限16,300円)

上記のとおり施設等利用給付認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

設置者名称 10 ●●法人 ●●●● 施設の所在地 17 京都市●●区●●●● 施設の名称 12 ●●●園 2 □ 園 代表者職氏名 13 園長 ●● ●●

設置者の代表者名(理事長名など)で発行する場合は 代表者印(理事長印など)を押印

第2-2号様式 特定子ども・子育て支援提供証明書(預かり保育) 記載要領

No	項目	説明				
1	年月	特定子ども・子育て支援を提供した年月				
2	認定子ども	対象園児の氏名				
3	認定番号	施設等利用給付認定結果通知書に記載されている7桁の認定番号				
4	提供した日	京都市での施設等利用給付認定の新2号認定または新3号認定の有効期間内における当該月の在籍期間				
(5)	提供時間帯	標準的な利用時間帯				
		※ 預かり保育で朝夕両方の利用がある場合は、提供時間の長い方の標準的な時間帯を記載				
6	提供日数	京都市での施設等利用給付認定の新2号認定または新3号認定の有効期間内において当該月に預かり保育を提				
		供した日数				
		※ 月途中に施設等利用給付認定の新2号認定または新3号認定を受けた場合は、その有効期間の開始日以降				
		に預かり保育を提供した日数				
		※ 月途中で施設等利用給付認定の新2号認定または新3号認定が終了した場合は、その終了日までに預かり				
		保育を提供した日数				
7	利用料	「④提供した日」の期間内における預かり保育の利用に係る保護者から支払いを受けた利用料(特定費用等を除く)				
		※ 回数券等を導入している園の場合、1回あたりの利用料金は回数券等の料金を利用可能回数で除す(10 円未満の端				
		数切捨て)ことにより算出した預かり保育利用料相当額				
8	申請額	「日額単価 450 円×⑥提供日数」,「月額上限 11,300 円(新 3 号認定は 16,300 円)」,「⑦利用料」を比較し,最				
		も低い額				
9	年月日	提供証明書の発行年月日				
10	設置者名称	設置者が法人の場合は法人名,個人の場合は個人の氏名				
11)	施設の所在地	幼稚園・認定こども園の所在地				
12	施設の名称	幼稚園・認定こども園の園名				
13	代表者職氏名	「園長」または「設置者の代表者」の「職名」・「氏名」				
		園長名の場合は園長印を押印,設置者の代表者名の場合は代表者印(理事長印など)を押印				
		記載例:(園長名の場合) 園長 京都太郎				
		(設置者の代表者名の場合)理事長 京都太郎				

※ 特定費用等:日用品費や制服費,行事費,食材料費,通園送迎費,保護者会・PTA 会費など